

■ 自転車駐車場を取り巻く変化

資料3

① 原動機付自転車自転車（排気量50cc以下）生産終了に伴う法改正

- 令和7年11月以降、現行の原動機付自転車(以下「原付」という。))が生産終了となります。
- このため警察庁では、二輪車車両区分見直しに関する有識者検討会の報告書(令和5年12月発表)で新基準原付の仕様が定められたことを受け、今後、道路交通法等の関連法令の改正を行う。

現行法

	種類	原付バイク	小型バイク	中型バイク		大型バイク
	排気量	～50cc	50～125cc	125～250cc	250～400cc	400cc～
	定格出力	～0.6kW	～1kW	(区分なし)	～20kW	20kW～
道路交通法	車両の区分	原動機付自転車 (原付)	小型自動二輪車 (小型二輪車)	普通自動二輪車 (普通二輪)		大型自動二輪車 (大型二輪)
	免許の種類	般原動機付自転車 免許 (原付免許)	小型限定 普通自動二輪免許	普通自動二輪免許 (普通二輪免許)		大型自動二輪車免許 (大型二輪免許)
道路運送車両法		第一種 原動機付自転車	第二種 原動機付自転車	軽自動車	小型自動車 (原動機が内燃機関のもの)	

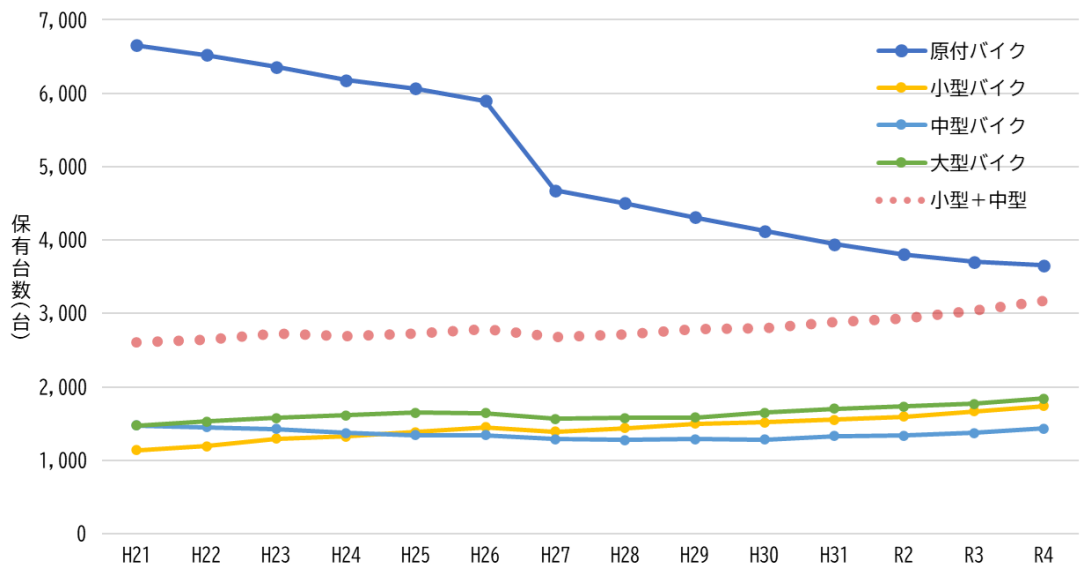
改正案

排気量	～125cc	125～400cc	400cc～
出力	～4kW	～20kW	20kW～
道路交通法 見直し (案)	新基準原付	普通自動二輪免許 (普通二輪免許)	大型自動二輪車免許 (大型二輪免許)

② バイク種別 保有台数の推移

- 平成21年以降、原付の保有台数は減少傾向にあります。
- 一方、小型・中型バイクの保有台数が増加傾向にあり、双方の合計数は原付の台数に迫っています。
- 事実近年、利用者から小型、中型バイクの駐車場所を求める声も寄せられています。

□ 流山市内のバイク保有台数の推移



③ 新しい車両区分「特定小型原動機付自転車」

- 令和5年7月1日から一定の基準を満たす電動キックボード等が新しく道路交通法に定められました。
- 新たな交通手段として今後利用の拡大が予想されます。
- 原動機付自転車と同等として自転車駐車場への受け入れ可能な車両です。

道路交通法の区分	原動機付自転車	
道路運送車両法の区分	特定小型 原動機付自転車	一般 原動機付自転車
最高速度	20km/h 以下	30km/h 以下
定格出力	0.6KW 以下	0.6KW 以下
車体の大きさ	長さ:1.9m以下 幅:0.6m以下	長さ:2.50m以下 幅:1.30m以下 高さ2.00m以下
免 許	不 要	必 須
年齢制限	16歳以上	免許証に準じる
通行場所	車道・路側帯・ 自転車通行帯・歩道	車道のみ
ヘルメット	努力義務	義務
ナンバープレート	義 務	
装置	道路運送車両法の保安基準に適合するもの	

(公財)自転車駐車場整備センターHPより抜粋